

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	・公営住宅法に基づき市営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する人に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①市営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)、②市営住宅入居時の家賃決定・敷金決定、③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会、④住民票住居地と市営住宅住所とのマッチングを行い、市営住宅への不正入居者を検出、⑤転出・転入・出生・死亡等による世帯情報の変更を確認、⑥家賃滞納世帯への督促・催告に活用。
③システムの名称	公営住宅管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表27の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	都市整備部 建築住宅課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 TEL 0544-22-1163
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市整備部 建築住宅課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 TEL 0544-22-1163
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		公営住宅管理システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとに見直すことで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 都市整備部 住宅政策課	①部署 都市整備部 建築住宅課	事後	
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 住宅政策課長 横山 真二	②所属長 建築住宅課長 風岡 達也	事後	
平成30年8月24日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	
平成30年8月24日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	
平成30年8月24日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	都市整備部 住宅政策課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 TEL 0544-22-1163	都市整備部 建築住宅課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 TEL 0544-22-1163	事後	
平成30年8月24日	I 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	都市整備部 住宅政策課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 TEL 0544-22-1163	都市整備部 建築住宅課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 TEL 0544-22-1163	事後	
令和1年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 建築住宅課長 風岡 達也	②所属長 建築住宅課長 中村 和文	事後	
令和3年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	IV 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和3年11月15日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条	事後	
令和4年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和6年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報	無し	項目9. 追加	事後	
令和7年3月1日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表27の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条	事後	
令和7年3月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53の項	事後	
令和7年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	IV リスク対策	項目8.から9.	項目8.から11. 修正および追加	事後	